令和８年度　第１回　中野区文化財保護審議会議議事録

１　開催日時
令和８年８月２５日(火)　　１４時から１４時５５分

２　開催場所
中野区役所１階　ミーティングルームＡ

３　出席者
委　員：大石学、仲町啓子、内田青蔵、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）
事務局：吉沢部長、冨士縄課長、外園文化財担当係長、比留間学芸員、藤掛学芸員

４　傍聴者
２名

５　審議事項
「旧山﨑家離れ」の中野区文化財登録及び指定の是非について

６　報告事項
旧中野刑務所正門について

７　公開の可否
公開

・配付資料
・資料１－１　教育委員会諮問文の写し
・資料１－２　旧山﨑家離れの文化財登録指定調書（案）
・資料１－３　中野区文化財登録指定基準
・資料２　旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について

８　審議・報告内容（要旨）

（１）「旧山﨑家離れ」の中野区文化財登録及び指定の是非について（資料１）

・事務局

　資料１－１「教育委員会諮問文の写し」、資料１－２「旧山﨑家離れの文化財登録指定調書（案）」、資料１－３「中野区文化財登録指定基準」に基づき、説明。

・委員

　先ほど説明の中で建造物の登録・指定基準として３点挙げていただいたが、当該物件が全てに該当しているとは思えない。このうちのいずれに該当しているとお考えか。

・事務局

　「１　この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの」に該当していると考えている。

・委員

　建物自体はこの地域の特色を表わしたものではなく、持ち主が地域に根差した人物であるということか。

・事務局

　おっしゃるとおりである。

　柱等に優れた部材を用い、欄間彫刻や建具の引手に山﨑家の家紋である橘紋を配するなど、山﨑家の生活を表しており、その点が評価できると考えている。

・委員

　天保１２年の建築のため、決して古いものではないが、山﨑家との関係において重要なものであるということであれば、該当してくると思われる。

・委員

　改めての確認になるが、登録と指定の関係はどのようになっているのか。

・事務局

　区内に存する文化財のうち、特に保存する必要があるものを登録に、登録の中でも特に重要なものを指定とすることができるとされている。ただし、旧豊多摩監獄表門等のように、審議会の中で審議いただき、指定相当であると判断された場合には、登録を経ずに指定とすることがある。

・渡辺委員

　通常は登録、指定の順ということか。

・事務局

　おっしゃるとおりである。

　過去の審議では、今後研究が進められた場合には再度指定とするか検討するということで、現状登録文化財となっているものもあると聞いている。

・委員

　本件についてはいずれを目指しているのか。登録を目指すか指定を目指すかで議論の内容も変わってくる。

・事務局

　事務局としては指定に相当するのではないかと考えているが、審議会での審議による。

・委員
　件名の「登録及び指定の是非」という部分は、審議次第でいずれかになるという含みを持たせているものであると理解した。
　江戸時代の建築としては良く残っていると思うが、区内の江戸時代の建築物や区外の江戸時代の建築物と比較するといかがか。
・事務局
　資料にも記載のとおり、区内の江戸時代の建築物はかなり少ない。本件については、建物のみならず、庭園等も含めて景観が良く残されていることが重要であると考えている。江戸時代に建てられた寺院等も区内にはあるが、移築されているものも含まれている。その点、離れは原位置を留めているため、評価できるのではないだろうか。
　また、２３区内にも江戸時代の建築物はいくつか存在するが、その数は少なく、登録も指定も行われていないものとなるとさらに少なくなる。
・委員
　客人をもてなすための庭園等も残されていることを併せて鑑みると、価値があると思われる。
・委員
　先ほども庭園を含めた重要性について説明があったが、庭園の位置づけについてはどのようにお考えか。
・事務局
　令和７年度に行った学術調査は離れの建物のみに関するものである。庭園や庭園内に存する蔵や洋館については調査を行っておらず、位置づけや評価を行えていない。そのため、これらを含めて登録や指定について検討するのではなく、まずは離れのみを登録または指定し、その後、調査・研究が進んだ段階で附として庭園やその他の建築物を含められればと考えている。
・委員
　庭園を含める場合、記念物の名勝に種別が変わるということか。
・事務局
　名勝の登録・指定基準に「公園、庭園等」とあるため、考えられる。
・委員
　それぞれは、個別に建造物や名勝であると言えるが、全てのものが原位置を留め一体化していることを鑑みると、「史跡」も該当してくると考えられる。
・事務局
　以前に、古建築物を有する区にヒアリングを行ったところ、建造物とし、附で庭園等を含める場合と、一体のものとして史跡とする場合のいずれも確認された。その時々の事情によるとのことであった。
・委員
　当初は建物のみを有形文化財（建造物）として登録または指定し、後から庭園等を含めた段階で、指定種別を記念物等に変更することは、区の制度として可能なのか。
・事務局
　そのことを妨げるような規定はないが、これまでに行ったことがない。

・委員
　種別の変更等が行えないのであれば、今後のプランが無い状態で建物や庭園を個別に登録・指定等を行っていくことは望ましくなく、綿密に登録・指定のスケジュール等を検討する必要があるが、柔軟に対応することが可能ということであれば、問題ないだろう。
　移築等が行われている建物もある中、この建物は場所が変わっておらず、原位置を留めており、底地を含めて検討できる稀有な場所であることは、評価の基準としては大きいと考えている。
・事務局
　今回、建物を早く保存していかなければならないという事情がある。そのため、いち早く建物の文化財としての位置づけを明らかにし、そのことを根拠に修復等を進めていければと考えているため、審議いただいているところである。
・委員
　離れは、建物としては区の独自性等を特徴づけるものではないが、建てた人や利用した人の生活や歴史を証するものである。また、先ほども説明があったとおり建物自体は傷んでいるため、きちんと精査し残していく必要がある。それとともに、その他の建物や庭園についても検討を行う必要がある。
　近年、庭園等の消滅が著しいため、文化庁でも指定等に注力しているところである。個人の住宅に付随する庭園が残されているというのは都内でも数少ない。建物とともにきちんと残すことができれば、区の文化財として重要なものになると考えている。
　中長期的な今後のプログラムを示してもらいながら、今後も検討を進めていければと思う。
・委員
　本日の審議内容を総合すると、まずは第一段階として離れを指定し、その後他の建物や庭園についても一体的に指定していくため、スケジュール等を示してもらうということで良いか。
・委員
　まずは建物を指定し、その後附としてその他を追加する、あるいは追加して種別等を変更するという話だったが、そのような予定も今後のスケジュールに組み込んで示していただけるのか。
・事務局
　現状、庭園やその他の建物については調査を行っていないため、どこまで中長期的な予定をお示しできるかわからないが、建物のみならず歴史的背景や景観等を含めて文化財的価値を有しているため、お示しできるところはお示しできるよう検討を進めていく。

（２）旧中野刑務所正門について（資料２）
・事務局
　資料２「旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について」に基づき、説明。
・委員
　煉瓦ばかりが注目されやすいが、野地板から和釘が出てきたといったことは修復をおこなったからこそわかることである。この和釘等はそのままに修復するのか。

・事務局
　木材は腐朽している箇所等のみ補修を行う予定である。和釘は取り替えのために外した野地板から確認されたものである。
・委員
　和釘等は、修復が完了し、公開された段階では見えなくなってしまう部分である。展示に際しては、このような部分の写真を展示する、もし取り替える予定があるのであればその旨を説明すると、一般の来場者も、煉瓦だけではない歴史を感じてもらえると思う。
・委員
　防犯対策について、柵を設置することが困難であるという事情はわかった。機械警備や防犯対策の強化を検討しているということだが、具体的にはどのようなことを検討しているのか。
・事務局
　まだ様々な製品を比較検討している段階ではあるが、製品によっては、特定範囲内に一定時間滞留していると発報を行う、ライトがつく等の注意喚起を行う機能がついているものがあるようである。そのような製品が正門についても導入が可能か否か検討を行っているところである。
・委員
　何かあった際に警備会社等に発報が行き、警備員等が駆けつけるといった体制も含めて検討しているということか。
・事務局
　おっしゃるとおりである。
・委員
　ライト等で注意喚起するのみでは、犯人がその場から立ち去らない恐れがあり、記録を残すのみでは、犯人が立ち去るまでに、正門への被害が大きくなってしまう恐れがある。そのため、何かあった際に確実に人が駆けつけることが重要であると考える。そうした点を含めて、警備体制を検討いただきたい。
・事務局
　導入が可能か否かを含めて検討を進めてまいりたい。
・委員
　予算等の課題もあるかと思うが検討を進めてほしい。
・会長
　前回も意見を挙げたと思うが、落書きの発生を懸念しているところである。様々な対策を検討してほしい。
　出土した遺物等はどのように保存・公開する予定なのか。
・事務局
　現在、展示整備計画策定業務の方で、保管する部材や展示する資料の選定を行っているところである。
　また、保管については、正門の内部はスペースが限られているため、その他に区で保有している資料収蔵用の倉庫や歴史民俗資料館の収蔵庫等と併せて保管することを検討している。　以上

令和８年度　第１回中野区文化財保護審議会　次第

１　日　時

令和８年８月２５日（火）　　午後２時から午後４時（終了時間は予定）

２　会　場

中野区役所１階　ミーティングルームＡ

３　内　容

【審議事項】

・「旧山﨑家離れ」の中野区文化財登録及び指定の是非について

【報告事項】

・旧中野刑務所正門について

【配付資料】

・資料１－１　　教育委員会諮問文の写し
・資料１－２　　旧山﨑家離れの文化財登録指定調書（案）
・資料１－３　　中野区文化財登録指定基準
・資料２　　旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について

資料１－１

８中区文第４３８号
令和８年６月２６日

中野区文化財保護審議会　様

中野区教育委員会

中野区文化財登録及び指定の是非について（諮問）

中野区文化財保護条例（昭和５６年中野区条例第１７号）第１９条の規定により、下記の建築物を中野区文化財として登録及び指定することの是非について、審議下さいますよう諮問します。

記

１　審議対象
　山﨑家離れ　１棟

２　諮問内容
　中野区立歴史民俗資料館庭園内（中野区江古田四丁目３番１０号（住居表示））に存する、天保１２年（１８４１）に建築された「山﨑家離れ」について、区の文化財として登録及び指定に相当するものであるかどうか、審議をお願い申し上げます。

資料１－２

旧山﨑家離れの文化財登録指定調書（案）について

旧山﨑家離れは、令和７年度に将来的な中野区の文化財登録又は指定や修復工事を見据え、離れの学術調査を実施した。その結果、改修の痕跡はあるものの建築当初の規模が現在も維持され、比較的よく当初材が残っていることが分かった。この学術調査の結果を踏まえ、文化財指定調書（案）を下記のとおり作成したので、ご確認いただきたい。今年度は文化財指定調書を作成し、文化財指定を目指したいと考えている。

記

名　　称	旧山﨑家離れ
員　　数	１棟
所 在 地	東京都中野区江古田四丁目３番１０号（住居表示） 山﨑記念中野区立歴史民俗資料館敷地内
構造・形式	木造平屋建
規　　模	６４．５６㎡ 桁行（東西方向）　１１．５１５ｍ 梁間（南北方向）　６．１９７ｍ 高さ　４．８７０ｍ
所 有 者	中野区
所有者住所	東京都中野区中野四丁目１１番１９号
建築年代	天保１２年（１８４１）

来　　歴

山﨑家離れ（以下離れ）は、現在の山﨑記念中野区立歴史民俗資料館の敷地内に所在し、代々江古田村丸山組名主であった山﨑家の母屋の離れとして使用された建物である（写真１）。山﨑家初代の山﨑喜兵衛は寛延１３年（１７５０）に本家から分家して、質業や醤油醸造業を営んだとされ、江戸後期の紀行文の「遊歴雑記」や「嘉陵紀行」にもその名が見られ、有力な商家となっていたことが分かる。明治以降も山﨑家は当地に居住し離れも使用していたが、昭和５９年（１９８４）に八代目当主の山﨑喜作氏から中野区へ離れを含めた土地と建物、什器や調度品類を一括して寄贈を受け、現在に至っている。

建物の概要

離れは歴史民俗資料館の敷地内において、建築当時の位置のまま保存されている。当初の離れは東側の母屋と渡り廊下で接続されていたが、後に母屋を取り壊したため独立した建物となっている（図２）。南側には庭園が広がる配置となっており、手水鉢や石燈籠が置かれ、来客を持て成す為の空間構成であることが分かる。北側に土蔵、東側には洋館も残されていて、関東大震災後に移築と建築がされている。離れの天井裏からは棟札が見つかっており、「家内安全子孫長久五穀成就　天保十二歳辛丑孟隻吉日」と墨書で書かれていた（写真６）。このことから離れは天保１２年（１８４１）に建築されたことが明らかになっている。さらに「棟梁越後國参都郡雲出崎出生　當時江戸神田豊嶋町三丁目住居大工　富蔵四十五歳　同所政蔵三十四歳　同所勝蔵二十七歳」と神田豊嶋町に居住する越後出身の大工が建築に関わっていたことが分かる。離れの間取りは東から次の間（六畳間）、座敷（八畳間）、茶室（六畳間）水屋の四室から構成される（図３）。廊下と縁側が各部屋へ接続されている。

現状

外観は平成１７年（２００５）に行われた保存改修工事により屋根と外壁の東側と北側が鉄板張にされているが、当初の外壁は全面が板張、屋根は茅葺きであったとされている。この時にコンクリート基礎を構築し、さらに柱脚部の根継をして建物全体を０．２５m揚屋している。昭和５９年（１９８４）の寄贈後には建物に付属する「王・心・一・宝」の墨書がある座敷天袋の引違い板戸や唐子遊戯図が描かれた４枚建引違い板戸は取り外され、歴史民俗資料館の収蔵庫に保管されている（写真７、８）。日常管理は歴史民俗資料館にて行っているが、老朽化しているため通常は公開せず、春と秋の庭園公開日でも離れは外からの見学のみとなっている。

各部屋の特徴

（１）屋根

現在の離れの屋根は板金葺きで平成１７年（２００５）の修理で改修されているが、調査により小屋裏の小屋梁に扠首の仕口が確認されている。このことから建築当初は茅葺きであった。次に桟瓦葺きに変えられているが、改修時期は不明である。

（２）座敷（八畳間）

座敷は離れの中央に位置し、内壁は聚楽土仕上げである（写真２）。北側は床と違棚を設けている。内法長押には鶴や葉を象った釘隠しを打ち（写真９）、天井回縁を二重に廻して竿縁天井としている。次の間とは唐子遊戯図が描かれた４枚建引違い板戸と彫刻欄間で仕切り、茶室とは半間の板間を介して接続している。南側は引違い障子と組子欄間で縁側と仕切られている。床の間と床脇の地板は間口幅の一枚板を使用し、違棚は精楼棚として格式高く作っている。その一方、節を見せた丸面の床柱や蹴込み板、自然の木肌を残した落掛けなど、崩した部分も見られる。また唐子遊戯図が描かれる４枚建引違い板戸の引手や天袋の建具引手、欄間彫刻には山﨑家の家紋の橘が施されている（写真１０）。全体として上質な部材が用いられ、各所に趣向が凝らされていることから最も格式高い部屋に位置付けられている。

（３）次の間（六畳間）

次の間は離れの東側に位置し、内壁は聚楽土仕上げである（写真３）。北側に押入れと納戸を設けている。東側には床の間が設けられていたとされるが、現在は改変されて残っていない。東側の北１間は障子付引違い板戸、南１間は引違い障子で廊下と仕切られている。南側は引違い障子と組子欄間で縁側と仕切られている。座敷と比べて竿縁天井は一段低く、内法長押は省略されて押入れと納戸が設けられるなど格式差がある。

（４）茶室

茶室は離れの南西側に位置し、内壁は色漆喰仕上げである（写真４）。茶室の南側は４枚建引違い障子で濡れ縁と室内を仕切り、北側は障子付引違い板戸と風炉先窓のような開口部を有した内壁で水屋と仕切られている。東側は座敷の板の間を介して座敷より一段上がり引違い板戸で仕切り、また廊下とは片開き戸で仕切られている。西側には床と床脇に洞庫のような引違い障子で隔てた掃き出しの収納が設けられている。なお、北側の半間は落天井となっており、風炉先窓のような開口部もみられるが、炉は切られておらず痕跡もない。茶室北側は水屋の空間に接続している。後世に改修された部分が多く、座敷や次の間に比べれば部材の質は一般的である。

（５）水屋

水屋は離れの北西側に位置し、内壁は漆喰仕上げである（写真５）。水屋の西側は垂れ壁で仕切り弓形の無目で受け、一部揚板となっている板の間が続いている。東側は地袋付の棚で奥に明かり取りの小窓を有している水屋空間となっている。南側半間は茶室との動線で座敷の板の間へ通じている。後世に改修された部分が多く、座敷や次の間に比べれば部材の質は一般的である。

（６）縁側・廊下

南側の縁側は当初は雨戸のみで外部に晒されていたが、痛みが見られないことから後世に取替えられたと考えられる。またガラス入りの引違い戸も後世に改修されている。東側の廊下は昭和５年（１９３０）に改修され、平成１０年（１９９８）に蔵増築部と南東の洋館との接続部の切り離しが行われている。現在は南側の縁側から東側の廊下へ接続されている。

関連する歴史的要素

建物だけでなく、庭園も含めた景観、他にも山﨑家で使用されていた什器や調度品も一括して歴史民俗資料館に保管されている。山﨑家の敷地南側は江戸道（現在の新青梅街道）が通っており、当時から人や物資の往来が盛んであったことが想像される。この他にも文化人である大田南畝や狩野派絵師と考えられている雪洞は、現存する江古田氷川神社神楽殿（中野区指定有形文化財）天井絵を制作するために山﨑家に逗留するなど江戸との文化交流の基点としての役割を持っていた。このことから離れは山﨑家が日常生活で使用する空間ではなく、来客を持て成す為の役割を持っていた。

指定すべき事由

中野区内に所在する江戸時代に建築された建物は数少ない。この中でも離れは床下や屋根材の変更など改修が加えられているものの、建物の特徴である寄棟造の外観や離れの南側に庭園を配置した平面形態は建築当時の様子を良く留めている。離れが建築された天保１２年（１８４１）の当主は四代目山﨑喜兵衛の時であり、醤油醸造業で財を成した山﨑家の姿が伺え学術的にも貴重である。また江戸近郊農村の名主家と対外的な交流の場という地域の歴史を語る上でも重要な歴史的価値があると評価できる。このため離れは指定有形文化財として後世に残し伝えていく必要があると判断される。

指定すべき種別　〔中野区文化財登録・指定基準〕
第一　中野区指定有形文化財
　　（一）建造物
　　建造物（社寺・城郭・住宅・公共施設等）、その他の工作物（鳥居・橋梁・石塔等）、建築物の部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法なるもののうち次の１から３までのいずれかに該当するもの
１　この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの
２　意匠的又は技術的に優秀なもの
３　歴史的又は学術的に価値の高いもの
以上に該当するものである。

参考文献　（発行年代順）
1984　宮崎勝弘『山崎喜作家「離れ」調査報告書』中野区教育委員会
1989　宮崎勝弘「山﨑家　茶室・書院について」『山﨑家資料図録』
　　中野区教育委員会
1992　中野区文化財調査員１『中野を読む』Ⅰ　中野区教育委員会
2011　伝統技法研究会『中野を語る建物たち－中野区大正期・昭和前期建造物
　　調査報告書－』中野区教育委員会
2026 株式会社文化財工学研究所『旧山﨑家「離れ」学術調査報告』中野区

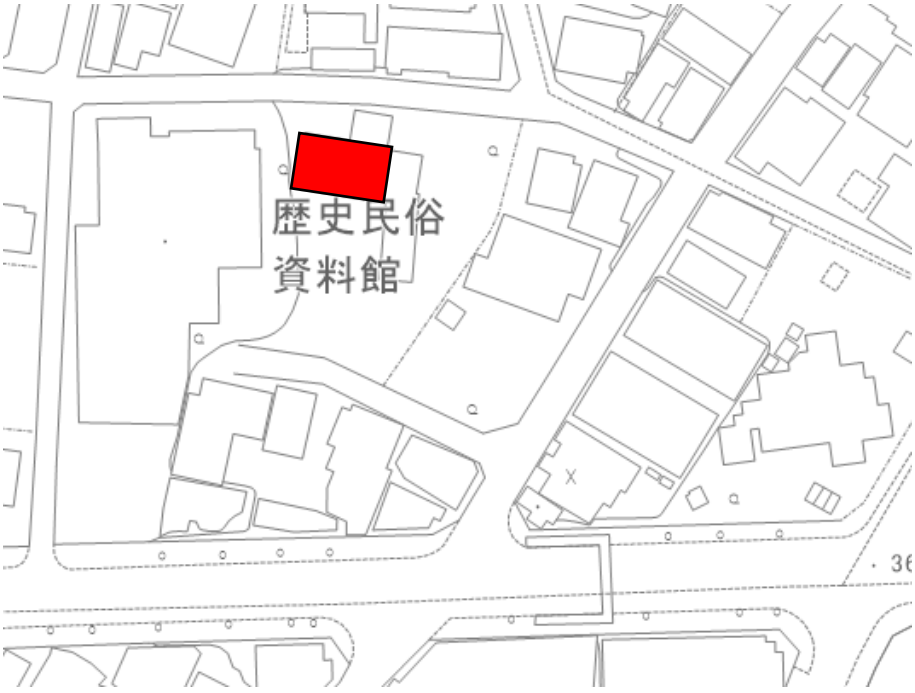

図1　位置図



図2　敷地全測図



図3　間取り図



図4　南側立面図

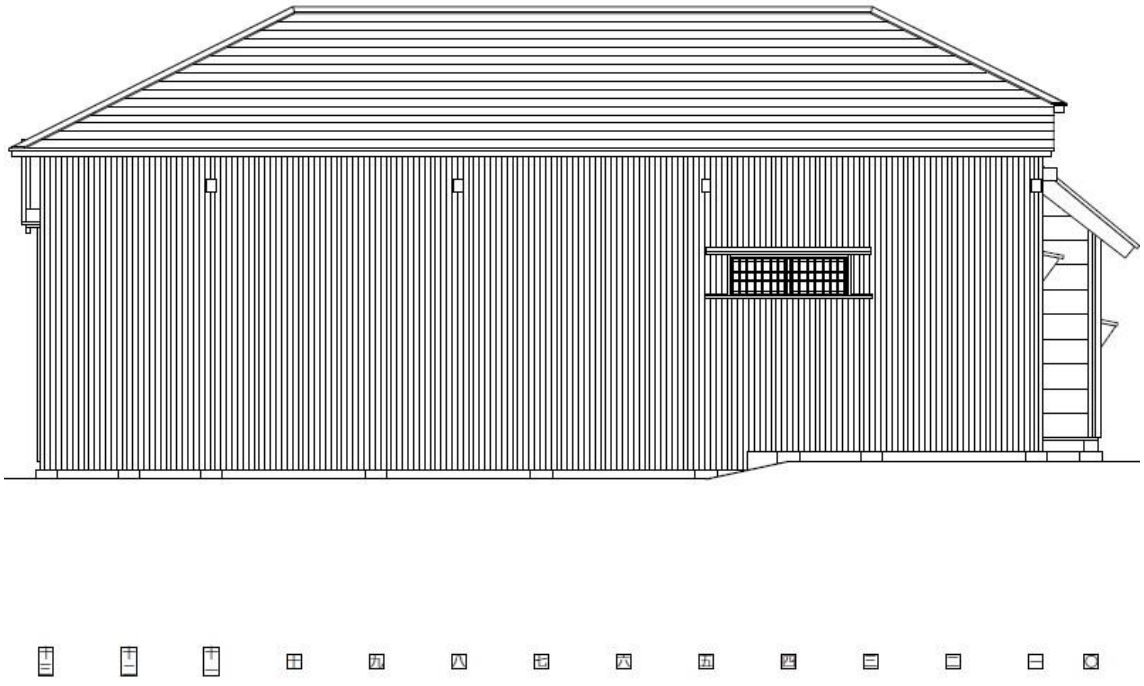

図5　北側立面図



ち　と　ヘ　ほ　に　は　ろ　い

図6　西側立面図

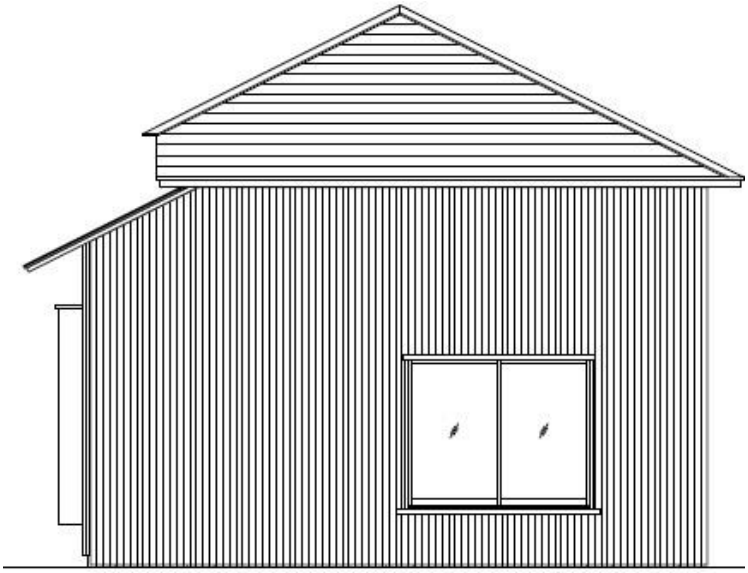

い　ろ　は　に　ほ　ヘ　と　ち

図7　東側立面図

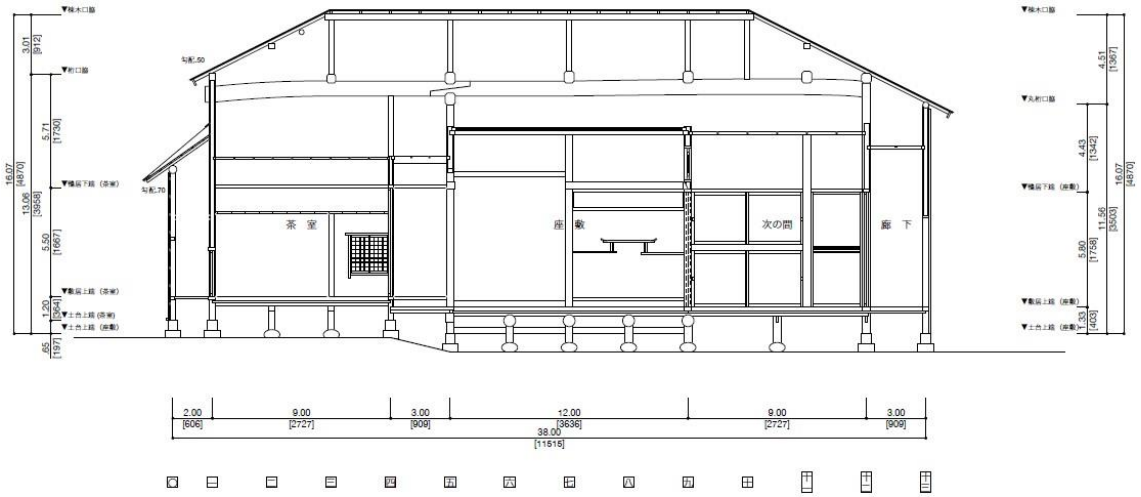

図8　桁行断面図(南から)

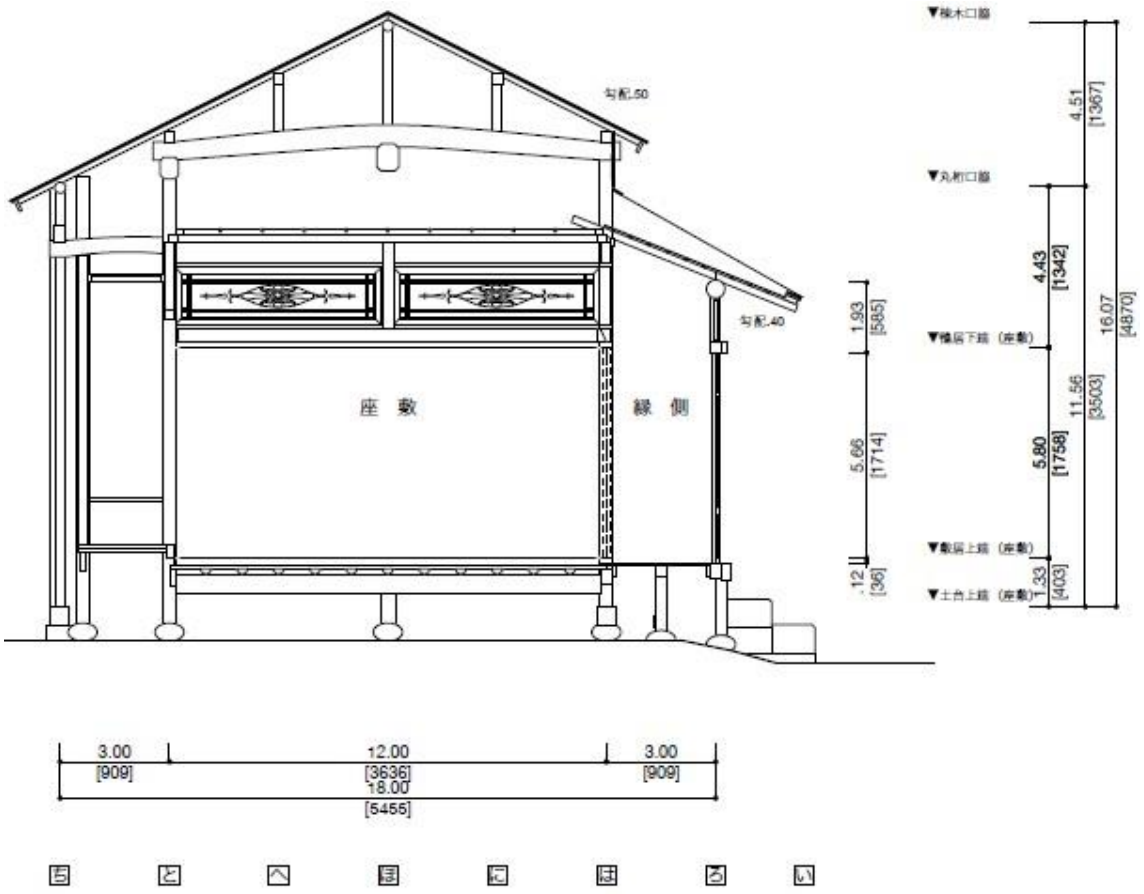

図9　桁行断面図(西から)



写真1　現況離れ外観



写真2　座敷内観



写真3　次の間内観



写真4　茶室内観



写真5　水屋内観西側

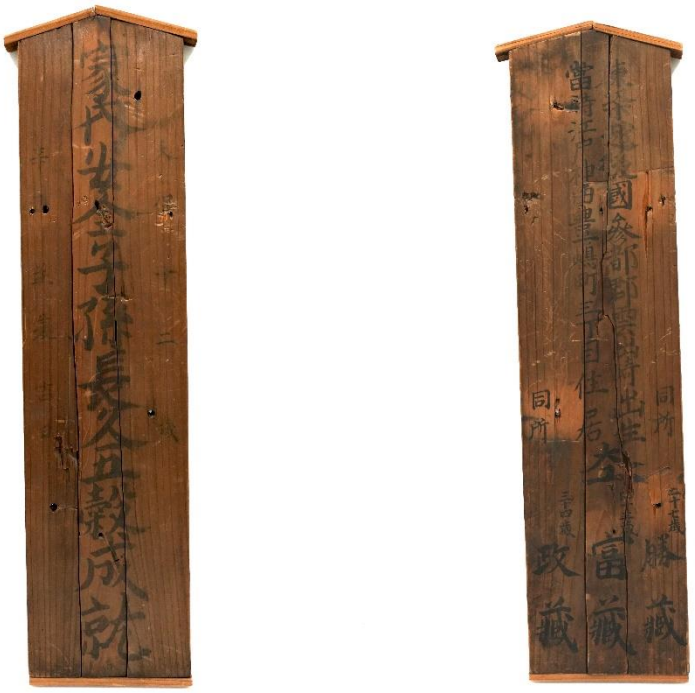

写真6　棟札



写真7　裏面「王・一・心・宝」座敷天袋引違い板戸



写真8　「唐子遊戯図」4枚建引違い板戸（雪洞作）



写真9 「鶴・葉」釘隠し



写真10　山﨑家家紋橘

離れ略年表

天保１２年（１８４１）
　棟札から越後出身の神田豊嶋町の大工により建築される。

大正１２年（１９２３）
　関東大震災により蔵が現在地に移築される。その後、蔵と離れを接続する蔵前の部屋が増築される。

昭和５年（１９３０）
　洋館が建築され、離れの南西と接続される。この時に離れ東側に廊下が増築される。

昭和５９年（１９８４）
　山﨑喜作氏より中野区へ離れを含めた土地と建物が寄贈される。

平成１０年（１９９８）
　離れの老朽化で雨漏り、土台、柱脚部の腐朽が確認されたことから仮設の覆屋が設けられた。そのため、蔵前の増築部分や洋館の接続部分が解体される。

平成１７年（２００５）
　屋根を桟瓦葺きから板金葺きに改修し、屋根下地を取替える。外壁の東側と北側も鉄板張にする。揚屋を行い、コンクリート基礎を構築し、土台とアンカーボルトを緊結し、脚部の根継を行う。さらに土台を０．２５m上げる。

資料１－３

中野区

中野区文化財登録指定基準

中野区文化財保護条例（昭和五十六年三月三十日中野区条例第十七号）第五条第一項、第七条第一項の規定に基づき、中野区教育委員会が行う文化財の登録又は指定は、この基準により行う。

第一　中野区登録指定有形文化財

(一)　建造物

建造物（社寺・城郭・住宅・公共施設等）、その他の工作物（鳥居・橋梁・石塔等）建造物の部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

1　この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの
2　意匠的又は技術的に優秀なもの
3　歴史的又は学術的に価値の高いもの

(二)　絵画・彫刻・工芸品

絵画・彫刻・工芸品のうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

1　各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
2　絵画・彫刻・工芸史上又はこの地方の歴史上貴重なもの
3　題材、品質、形状又は技法の点で特色があり意義の深いもの

(三)　書跡、典籍

書跡、典籍のうち次の1から4までのいずれかに該当するもの

1　書跡類のうち書道史上又はこの地方の歴史上貴重なもの
2　典籍のうち和書・漢籍・仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
3　典籍類のうち版本又は版木で歴史上貴重なもの
4　書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(四)　古文書

1　古文書のうち1から4までのいずれかに該当するもの
古文書類（日記、記録、絵図、系図等を含む）のうち学術上又はこの地方の歴史上重要と認められるもの
2　古文書類の原本又はこれに準ずる写本で、この地方の歴史上重要なもの
3　古文書類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値のあるもの
4　木簡、印章、金石文等で記録性が高く、学術上重要と認められるもの

(五)　考古資料

各時代の遺物で学術的価値のあるもの又はこの地方の歴史上重要と認められるもの

(六)　歴史資料

歴史資料のうち次の1から3までのいずれかに該当するもの
1　歴史の重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値のあるもの
2　歴史上又はこの地方にとって重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
3　歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第二　中野区登録指定無形文化財

(一)　芸能

演劇、舞踊、音楽その他の芸能のうち次の1から4までのいずれかに該当するもの
1　芸術上価値の高いもの
2　芸能史上重要な地位を占めるもの
3　芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ流派的又は地域的に特色があるもの
4　一の芸能の成立・構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(二)　工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金ㅂその他の工芸技術のうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

1　芸術上価値の高いもの

2　工芸史上重要な地位を占めるもの

3　流派的、地域的特色が顕著なもの

第三　中野区登録指定有形民俗文化財

(一)　一に掲げる有形民俗文化財のうちその目的、内容等が次の1から5までのいずれかに該当するもので、この地方の生活文化を知る上で重要と認められるもの

1　この地方の生活文化の特色を示すもの

2　歴史的変遷を示すもの

3　時代的特色を示すもの

4　地域的特色を示すもの

5　職業生活の特色を示すもの

(二)　有形民俗文化財

1　衣食住に用いられるもの（衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具、住居等）

2　生産、生業に用いられるもの（農具、魚猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等）

3　交通、運輸、通信に用いられるもの（運搬用具、舟、駕籠、車等）

4　交易に用いられるもの（計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等）

5　社会生活に用いられるもの（贈答用具、警防用具等）

6　信仰に用いられるもの（祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等）

7　民俗知識に関して用いられるもの（暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等）

8　民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの（衣裳道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等）

9　人の一生に用いられるもの（産育用具、冠婚葬祭用具等）

10　年中行事に用いられるもの（正月用具、節句用具等）

第四　中野区登録指定無形民俗文化財

(一)　風俗慣習のうち、次の1又は2のいずれかに該当し、重要と認められるもの

1　由来、内容等においてこの地方の生活文化の特色を示し、重要と認められるもの

2　年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で重要と認められるもの

(二)　民俗芸能のうち次の1から3のいずれかに該当し、この地方で重要と認められるもの

1　芸能の発生又は成立を示すもの

2　芸能の変遷の過程を示すもの

3　この地方の文化に関係が深いもの

第五　中野区登録指定記念物

(一)　史跡

次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のため欠くことのできないもので、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの、又は旧態を推定しうるもので学術上価値あると認められるもの並びにこの地方の歴史を理解する上で特に重要な場所

1　集落及び生産、埋葬に関する遺跡

2　役所跡、城館趾、古戦場その他この類の遺跡

3　社寺趾、経塚その他祭祀信仰に関する遺跡

4　私塾、学校、その他教育学芸に関する遺跡

5　街道、渡舟場跡、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡

6　墓及び碑

7　由緒ある園池、井泉、樹石その他この類の遺跡

(二)　名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優れたものでこの地方にとって重要なもの

1　公園、庭園等
2　橋梁、築堤等
3　花樹、花草、緑樹等の叢生する場所
4　鳥、魚、虫類の棲息する場所

三　天然記念物

次に掲げる動植物及び地質、鉱物のうち学術上貴重でこの地方の自然を記念するもの

(イ)　動物

1　この地方の著名な動物（鳥、獣、魚、虫類以下同じ）としてその保存を必要とするもの及び棲息地
2　自然環境における特有の動物又は動物群集
3　特に貴重な動物の標本

(ロ)　植物

1　名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、森林、社叢
2　池泉、沼沢、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生ずる地域
3　着生草の著しく発生する樹木又は岩石
4　栽培植物の顕著な自生地
5　稀有又は絶滅の恐れのある植物の自生地

(ハ)　地質、鉱物

1　岩石、鉱物及び化石の産出状態
2　この地方の特色を示す地質現象を示すもの
3　特に貴重な岩石鉱物及び化石標本
4　洞穴
5　岩石の組織
6　風化及び侵蝕による地質現象
7　生物の働きによる地質現象

(ニ)　天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

資料２

旧中野刑務所正門修復工事等の進捗について

旧中野刑務所正門（文化財名：旧豊多摩監獄表門。以下、「正門」とする。）に関する各事業について、以下のとおり報告する。

１　修復工事について

足場が組まれ、素屋根がかけられた正門では、屋根の解体調査や復原工事、外壁の補修や標章の取付け等が行われている。

（１）屋根の解体調査及び復原工事

令和８年３月下旬頃から、表面のカラー鋼板段葺き、その下の中野刑務所時代の瓦棒葺きの順に解体し、その下にスレート瓦を固定していた横桟や野地板が残存していることを確認した（写真１）。横桟や野地板には墨書が確認され、野地板には羽重ね天井（天井板の端部を薄く削り、その部分に次の天井板を重ね合わせて張られた天井）に見られる、端部を薄くした痕跡や輪返し（板を重ね合わせた部分がしなるように天井板につける溝）の痕跡が残存していた（写真２）。また、野地板の１枚には、和釘が残存していることが確認された。豊多摩監獄着工の前年である明治４２年（1909）には、市谷監獄の部材を解体して豊多摩監獄の敷地に運搬した記録が残ることから、野地板は市谷監獄の建物の天井に使用されていた古材を転用したと考えられる。

野地板の腐朽部分の補修を行った後、補強用の野地板や防水シートを張り、縦桟と横桟を取り付け（写真３）、屋根の解体や発掘調査により確認された資料に基づき製作したスレート瓦を屋根の下端から葺き始めている（写真４）。



写真１　スレート瓦を固定していた横桟

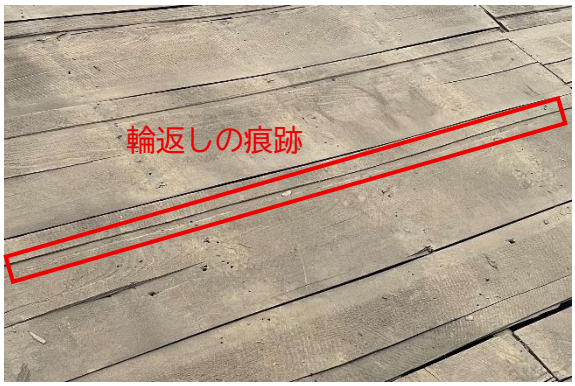

写真２　横桟下の野地板



写真３　縦桟と横桟を張り直した様子



写真４　スレート瓦を葺いている様子

（２）外壁の補修

外壁には、ひび割れが生じている箇所や、煉瓦や目地が欠損している、あるいは浮いている箇所が確認された。ひび割れが確認された箇所は、目地の部分に補強材を埋め込み、専用のモルタルで充填している。煉瓦の補修が必要な箇所は、煉瓦の表面をはつり、色を合わせて製作した煉瓦をはつり取った部分に填め込んでいる（写真５）。また、目地の欠損や浮きが確認された箇所は、モルタルを充填し、覆輪目地で仕上げている（写真６）。



写真５　煉瓦を補修した箇所



写真６　目地を補修した箇所

（３）標章の取付け

既存の標章は、令和元年度に発生した台風により脱落し、鋳物製の標章部分と台座のモルタル部分は割れてしまった。修復工事では、既存の標章を基に、より軽量な素材で複製を制作し、令和８年６月に正門の妻面への取り付け作業を行った（写真７）。今後、既存の標章と色を合わせて、塗装が行われる予定である。



写真７　標章を取り付けた様子

２　正門の防犯対策について

正門の曳家先の敷地は、防災公園である平和の森公園の拡張用地として整備される予定で、避難時に当該地を通行することが想定されることから、夜間閉鎖等は行われず、正門周囲に不特定多数の人が常時往来・滞在できる状況となる。そのため、文化財のき損を防止する観点から、さらなる防犯対策についての検討が必要であるとの意

見が文化財保護審議会で挙がっていたところである。このことを受け、正門の開放的な環境で公開と、き損の防止の両立を図るべく、他の文化財の状況等も鑑み、検討を進めている。

まず、他の文化財で多く実施されている柵等の設置について検討を行った。正門の周囲（図１の赤枠の範囲）には免震装置が設置されている。この免震装置の範囲内は構造上、切削して柵等を設置することができない。また、この範囲外に柵を設置すると、正門西側の通路の幅が狭小となり、緊急車両等が通行できなくなってしまう。以上のことから、正門の周囲に物理的な進入を阻む柵を設置することは困難である。

そのため、現在は機械警備や防犯カメラ性能の強化等による防犯対策を中心に検討を行っている。



図１　平和の森公園拡張用地基本設計平面図

３　展示整備計画策定業務について

正門は、令和７年度第１回中野区文化財保護審議会での報告のとおり、令和１０年５月から一般公開し、西側の「部屋」では常設展示を、東側の「元守衛室」では企画展や部屋の貸出しを行うことを予定している。この公開に向け、本年度より表門内部での展示の設計等を行う整備計画策定業務委託を開始している。内容の検討にあたっては、建築史・行刑史・近代史を専門とする学識者（計４名）に意見聴取を行う予定である。

４　今後の予定

令和８年度　　正門の活用に関する検討、正門展示整備計画策定
令和９年２月　　修復工事の完了
　　７月末　記録・保存業務の完了
令和９年度　　正門の活用に関する検討、正門内部展示制作・施工
令和１０年５月　正門の公開開始